

# 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(概要)

## I 序論

### 1 第2回検証結果の公表に当たって

最高裁判所は、平成17年7月に第1回目の検証結果の公表を行った(以下、この公表に係る報告書を「第1回報告書」という。)。第1回報告書では、審理を長期化させる要因として、①事件の性質・内容に内在する要因、②当事者に関する要因、③裁判所に関する要因、④その他の要因を挙げ、審理が遅延している事件では、これらの要因が単独で又は複合して、期日等の回数を増やし、あるいはその間隔を長くしていると考えられ、さらに、これらの要因の背景には、このような要因を生み出す制度的制約、社会・経済的な環境があることを指摘した。その上で、第1回報告書では、これらの検証の出発点として、民事及び刑事の第一審訴訟事件を対象に、裁判所が収集している各種事件統計データを用い、審理期間の現状について詳細な検証を行った。

本報告書は、第2回目の検証結果の公表を行うものである。

### 2 第2回公表に向けた検証作業及び本報告書の概要等について

#### (1) 統計データに基づく分析について

##### ア 本報告書における統計データ分析の概要

第1回目の検証結果の公表後、検証検討会における議論を踏まえ、第一審の事件票について、今後の検証作業を効果的に実施する上で有益と思われるデータ項目を追加した。

本報告書では、民事及び刑事の第一審訴訟事件については、審理期間、期日回数又は開廷回数、期日間隔又は開廷間隔、人証数又は取調べ証人数等のほかは、網羅的なデータ分析は行わないが、事件票に追加されたデータ項目により新たに明らかになった点及びこれに関連する事項について、最新の統計データに基づく分析、検討を行った。そのほか、新たに、民事及び刑事の控訴審訴訟事件について、事件票のデータに基づき、審理期間の状況等に関する詳細な分析、検討を行った。

##### イ 民事第一審訴訟事件について

人証調べに関し、人証調べ開始日、人証調べ終了日及び人証調べ期日回数がデータ項目に追加された結果、大まかなものではあるが、審理期間の手続段階別内訳等を把握できることとなった。人証調べを実施した事件において、平均人証

調べ期間(人証調べ開始日から人証調べ終了日までの平均期間)が平均審理期間全体に占める割合は4.8%にすぎず、審理期間の中では、争点整理期間(第1回口頭弁論期日から人証調べ開始日までの期間)の占める割合が最も大きい。また、人証調べ実施事件において、平均人証調べ期日回数が平均全期日回数に占める割合は13.6%、平均口頭弁論期日回数に占める割合は28.0%にとどまっている。集中証拠調べの浸透により、審理期間全体に対する人証調べ期間の比重が下がり、人証調べに要する期間より、争点整理に要する期間の長期化が、審理期間の長期化に強く影響しているとの実務感覚が、統計データからも裏付けられた。

#### ウ 刑事第一審訴訟事件について

事件票の改訂により、証人尋問を実施した公判期日等の回数(証人尋問公判回数)及び被告人質問を実施した公判期日の回数(被告人質問公判回数)を把握できることとなった。審理期間が長い事件ほど、平均証人尋問公判回数が増加し、全開廷回数に占める割合も増加する。他方、平均被告人質問公判回数は、審理期間が長い事件ほど緩やかに増加する傾向があるが、全開廷回数に占める割合は減少している。

公判前整理手続に関するデータは、導入後間がなく、十分な運用実績や先例の蓄積もない過渡期のものであり、事件数も少ない。合議否認事件を例に統計データを見ると、公判前整理手続に付された事件の平均審理期間は、付されなかった事件の半分以下である。特に、第1回公判期日から終局までの平均期間は、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件より圧倒的に短い。また、公判前整理手続に付された事件では、平均開廷回数、第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔とも、公判前整理手続に付されなかった事件の数値を大きく下回っている。

また、平成17年11月以降に第1回公判期日が開かれた合議事件及び単独否認事件について開廷時間に関するデータ項目が追加されたところ、公判前整理手続に付された合議事件の公判期日等1回当たりの平均開廷時間は、同手続に付されなかった事件の2倍以上となっている。前記の開廷間隔の違いを併せ考えると、公判前整理手続に付された事件では、1回の開廷時間を多くとった期日を短い間隔で実施していることがうかがわれる。

#### (2) 民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因の分析について

## ア 民事訴訟事件について

第1回報告書及び本報告書における検討からは、平均人証数が一貫して減少していることに加え、審理期間全体に対する人証調べ期間(期日回数)の比重も下がり、審理期間が長期化する要因としては、争点整理期間の長期化の影響が最も大きいことが明らかになったと思われる。

争点整理に要する時間は、まず、事案の性質(複雑さ、専門性等)に影響される部分が大きいと考えられる。また、訴訟代理人が、訴えの提起前に、依頼者からどの程度事件の内容を聴取し、関係証拠等を収集した上、分析、検討しているか、相手方との交渉がどの程度行われていたかなどといった点も、争点整理に要する時間に影響する要素となろう。さらに、訴訟代理人が、事案の内容を的確に把握する上では、当事者自身が、紛争に関わる証拠をどのように保存しているかが問題となるが、我が国の取引慣行においては、取引の証拠を書面等の客観的な形で残さない場合も少なくない。

このように、争点整理のために必要となる期日の回数や間隔は、訴訟代理人が、当事者とどのような打合せや準備を行い、それが争点整理期日等での手続にどう現れるかに大きく影響される。そして、準備が実効的に行われるかどうかは、その訴訟代理人の執務の在り方だけでなく、依頼者との関係、紛争の背景にある取引社会や依頼者の属する業界の慣行等の社会・経済的要因にも影響される部分が多い。そこで、民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因を分析するに当たっては、まず、審理期間の中で最も比重の大きい争点整理期間に着目し、訴訟手続の運営改善によって審理期間の短縮を図り得る部分と、制度その他の社会・経済的要因に影響される部分等をできるだけ明確にし、前者については更なる運営改善のための方策を検討し、後者については、迅速化法が予定する様々な基盤整備を行うための的確な視点や資料を提供していく必要がある。

本報告書の公表に向けた検証作業においては、まず、既に審理期間の長期化の要因等についての検討が進んでいる医事関係訴訟、建築関係訴訟等については、上記のような観点から、審理期間に影響を及ぼす要因を多角的に分析するとともに、既に実施されている施策についても、その効果、課題等を明らかにすることに努めた。他方、審理期間が2年を超える事件の中では、「その他損害賠償」、「金銭のその他」、「土地」といった事件類型の占める割合が5割を超えている。これらの事件について、その審理期間に影響を及ぼす要因を検討するためには、まずもって、これらの事件がどのような内容、性質の事件か、その審理、特に、争点

整理の観点からどのような問題を抱えているのかを把握する必要がある。そこで、地方裁判所の本庁及び支部各8庁、合計16庁の民事訴訟事件を担当する裁判官から審理の実情等に関するヒアリング調査を実施し、審理期間に影響を及ぼす要因の検討の際にその調査結果を活用した。今回のヒアリング調査においても、裁判官から、争点整理における訴訟代理人の関与の在り方、問題点等について様々な見方が示されたが、今後、よりの確で多角的な検証を行うためには、弁護士側からも、依頼者との関係、訴え提起前あるいは争点整理の期日間の準備等の実情や問題点についてヒアリング調査を行うことが課題である。

## イ 刑事訴訟事件について

刑事訴訟事件については、もともと長期化している事件の数が少なく、それらを類型化して審理の長期化要因の分析を進めていくと、事件の個性や特殊性の影響が強く出てくるおそれがある。そこで、審理に時間を要する否認事件及び審理期間が2年を超える事件について統計データに基づいて作成した審理モデルや、審理に長期間を要した事件に基づいて作成した審理パターンを参考にしつつ、実務経験上、審理期間が長期化する要因として認識されている事情を列挙し、分析、検討するという手法を採用した。

刑事訴訟事件においては、検察官が有罪を立証するだけの十分な証拠があると判断した被告人を起訴することから、一般的には、起訴段階での事案の把握が不十分であるといった事例は少ない。また、民事訴訟と比べると、被告人側の事情や訴訟手続外の社会・経済的要因等が、直接に訴訟の進行に影響を及ぼすことも少なく、証人尋問や被告人質問等の公判廷における証拠調べに要する時間の比重が大きい。そこで、刑事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因を検討するに当たっては、事案の複雑困難さ、当事者による争点及び証拠の整理の実効性、あるいは当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟指揮権の在り方等といった訴訟手続の運営の在り方に密接に関連する部分が多くなることは避け難い。

他方、裁判員裁判に参加する国民の負担を軽減するという観点から、迅速で分かりやすい審理の実現に向けて、現在、法曹三者による模擬裁判等を通じた検討が重ねられている。また、刑事訴訟事件の争点整理の実効性を格段に強化する公判前整理手続は、少なくとも制度的には、従来、争点整理が効果的に行われなかったことに起因する長期化要因の多くを改善する可能性を有する。刑事訴訟事件の審理期間は、このような制度の変革によって大きな影響を受けるが、新たな制度が所期の機能を果たすための条件の検討という観点からも、従来の制度や手続の

下での長期化要因を分析しておくことは意義があると考えられる。

## II 民事訴訟事件に関する分析

### 1 地方裁判所における民事訴訟事件(第一審)の審理の状況

#### (1) 概況 【表1】

平成18年1月1日から同年12月31日までの間(以下「本件調査期間」という。)に既済となった民事第一審訴訟事件(地方裁判所)の平均審理期間は7.8月であり(なお,第1回報告書では8.2月),審理期間が2年を超える事件の割合は5.5%(14万3321件中7931件)である。

#### (2) 人証調べに関する状況 【図2～表5】

本件調査期間における民事第一審訴訟事件のうち,人証調べを実施した事件の平均人証調べ期間(人証調べ開始日から人証調べ終了日までの平均期間)は0.9月であり,平均審理期間全体(18.8月)に対する割合は4.8%にすぎず,審理期間の中では,争点整理期間(第1回口頭弁論期日から人証調べ開始日までの期間)の占める割合が最も大きい。また,人証調べ実施事件の平均人証調べ期日回数は1.4回であり,平均全期日回数(10.3回)の13.6%,平均口頭弁論期日回数(5.0回)の28.0%にとどまっている。審理期間が長期化する場合,人証調べに要する期間より,争点整理に要する期間の長期化による影響が大きい。

人証調べ実施事件の92.7%が2回以内の期日で人証調べを終えており,集中証拠調べが裁判実務に浸透,定着してきたことが統計データからも明らかとなっている。

#### (3) 上訴に関する状況 【表6,図7】

民事第一審訴訟事件の上訴率(判決で終局した事件のうち上訴がされた事件の割合)は16.8%であり,上訴率が高い事件類型は,「公害差止め」,「知的財産」,「知的財産金銭」,「労働」,「医療損害賠償」などである。審理期間が長い事件ほど上訴率が高くなっているが,その要因としては,審理期間が長い事件ほど,内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件が多く含まれていることなどが考えられる。

#### (4) 専門訴訟の状況 【図8～22】

専門訴訟の平均審理期間は,医事関係訴訟が25.5月,瑕疵主張のある建築関係訴訟が22.4月,知的財産権訴訟が12.1月,労働関係訴訟が12.5月,行政事件訴訟が14.4月である。

専門訴訟のいずれの事件類型においても,民事第一審訴訟事件全体の場合と同様に,人証調べ期間の審理期間全体に対する割合は小さく,審理期間の中では,争

点整理期間の占める割合が大きい。また、いずれも、80%を超える事件が2回以内の期日で人証調べを終えており、集中証拠調べが相当程度浸透している。

上訴率については、いずれの事件類型においても、民事第一審訴訟事件全体よりも高い。

なお、瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち調停に付された事件の割合は31.3%であり、平均調停期間が14.4月、平均調停期日回数が10.4回となっている。調停に付された事件の平均審理期間は28.5月であり、調停に付されなかった事件の平均審理期間(19.7月)と比べて長くなっている。

また、行政事件訴訟では、全事件の約1割について補正命令が発せられており、補正命令を発した事件の第1回口頭弁論期日までの平均期間は、補正命令を発しなかった事件よりも長い。

## 2 高等裁判所における民事訴訟事件(控訴審)の審理の状況

### (1) 概況 【表23, 図24】

本件調査期間に既済となった民事控訴審訴訟事件(高等裁判所)の平均審理期間は6.2月である。全体の約70%の事件は、受理から6月以内に終局しており、終局までの期間が1年を超えた事件は全体の8%にとどまる。

### (2) 審理期間の構造 【図25】

審理期間が長い事件ほど平均全期日回数(平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の合計)が多くなるが、平均期日間隔は、審理期間が3年以内の事件(全体の約99.4%)では、おおむね一定である。本件調査期間における事件処理の状況で見ると、控訴審の審理期間に影響を与えているのは、主として期日回数であると考えられる。

### (3) 人証数と審理期間との関係 【表26, 図27】

平均人証数は0.09人であり、人証調べが実施されなかった事件が全体の約95%を占めている。取り調べるべき人証は第一審において取り調べられているのが通常であり、控訴審において人証調べが必要となる事件は少ないためと考えられる。

### (4) 当事者数と審理期間との関係 【図28～31】

民事控訴審訴訟事件では、控訴人及び被控訴人双方が1人の事件が全体の70%近くを占め、控訴人又は被控訴人の一方又は双方が複数の共同訴訟事件は、全体の30%余りである。

当事者数が多い事件ほど平均審理期間が長くなる傾向があるが、当事者の多寡により平均期日間隔には大きな変化は見られず、平均全期日回数の増加が長期化

の主たる原因であると思われる。平均全期日回数が増加するのは、当事者の増加によって訴訟物、主張、争点及び関係証拠が増えるため、控訴審においても、争点整理等を行うための口頭弁論期日又は争点整理期日の回数が増加することによるのではないかと考えられる。

**(5) 訴訟代理人の選任状況と審理期間との関係 【図32～34】**

当事者双方に訴訟代理人が選任された事件は全体の約73%である。

平均審理期間は、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件が最も長く、以下、当事者の一方のみに訴訟代理人が選任された事件、当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件の順となっている。訴訟代理人が選任された事件の方が、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数とも多く、控訴審においても、内容が複雑困難で、審理期間が長くなる事件ほど、訴訟代理人が選任されることが多いことが影響しているのではないかと考えられる。

**(6) 第一審の審理期間と控訴審の審理期間との関係 【図35】**

第一審の審理期間が長い事件ほど、控訴審における審理期間が長くなる傾向がある。もともと、控訴審においては、第一審の審理に長期間を要した事件であっても、第一審と比べて短い期間内に終局する事件の割合が高い。

**(7) 審理期間と上訴率との関係 【図36】**

上訴率(上告率)は、控訴審の審理期間が1年以内の事件では2割台後半であり、1年を超える事件では4割前後である。控訴審の審理期間が1年を超える事件には、内容が複雑困難であったり、控訴審においても、主張等が追加あるいは変更されるなどして相当程度争点整理や証拠調べがされる事件が多く含まれており、控訴審で不利な判決を受けた当事者が更に不服を申し立てる場合が少なくないのではないかと考えられる。

**(8) 審理期間等の経年的推移 【図37～40】**

新受件数が概して増加傾向にある中で、控訴審の平均審理期間は、昭和58年(14. 2月)から平成18年(6. 2月)に至るまで、ほぼ一貫して短縮している。この間、平均口頭弁論期日回数もほぼ一貫して減少しているのに対し、平均期日間隔はほぼ横ばいであり、控訴審における平均審理期間は、主として平均口頭弁論期日回数の減少により短縮してきているといえる。

平均人証数は、昭和58年から平成18年に至るまで、ほぼ一貫して減少傾向にある。その原因としては、第一審において、充実した争点整理を行った上で、争点についての判断に必要な人証を取り調べるという審理の在り方が浸透してきたことなどが

考えられる。

### (9) 控訴審における専門訴訟の状況 【図41～45】

専門訴訟の控訴審における平均審理期間は、医事関係訴訟が11.7月、建築関係訴訟のうち建築瑕疵損害賠償事件が11.0月、建築請負代金事件が8.2月、知的財産権訴訟が8.6月、労働関係訴訟が6.3月、行政事件訴訟が7.7月である。いずれも、民事控訴審訴訟全体(6.2月)に比べると長くなっているものの、その差は、第一審におけるそれぞれの専門訴訟と民事第一審訴訟全体との差よりも小さいものとなっている。これは、控訴審の審理は、第一審の審理と判決を前提とするため、その専門性等が審理期間に及ぼす影響が第一審よりも少ないためと考えられる。

## 3 民事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因(事件類型別)について

第1回報告書で「専門的な知見を要する訴訟」として採り上げた医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟、労働関係訴訟及び行政事件訴訟のほか、審理期間の長期化要因に関するヒアリング調査の結果などを基に、審理が長期化する傾向のある事件類型として、「相続関係訴訟」、「境界確定訴訟」、「多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟」及び「その他専門的な知見を要する訴訟」という分類により、「審理期間の長期化に影響を及ぼす要因」を概観した上、各要因の「背景事情等に関する考察」を試みる。

### (1) 相続関係訴訟

#### ア 事件の内容等

遺留分減殺請求訴訟や遺産確認請求訴訟(共同相続人間において特定の財産が被相続人の遺産に属することの確認を求める訴訟)が代表例である。その他、遺言無効確認請求訴訟、相続人間の不当利得返還請求又は損害賠償請求訴訟(例えば、共同相続人間において、相続人の1人が被相続人の財産を勝手に処分ないし費消したものであるとして紛議が生じ、不当利得返還請求や損害賠償請求がされるケース)などがある。

#### イ 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

##### (ア) 争点多数

例えば、遺留分減殺請求訴訟において、遺産の範囲と財産評価、生前贈与の有無、特別受益の範囲と評価など争点が多岐にわたり、また、対象となる財産の数が多数に上る場合には、争点整理等に時間を要する。また、古くからの長期間にわたる事実経過が問題となる場合に、年月を経て残存している証拠が乏しいため、争点の整理に時間を要することがある。

争点が多岐にわたり、事実関係が複雑な事案で、かつ、本人訴訟である場合



には、当事者本人が事実関係を的確に整理することが困難であり、主張が拡散しがちであるため、訴訟代理人が付いている場合以上に争点整理に時間を要することがある。

(イ) 当事者多数

当事者が多数に上り、当事者間の利害関係が複雑に対立し、当事者ごとに審理の対象となる個別事情が異なると、主張及び立証の対象となる事実が多数になり、争点整理に時間がかかり、取調べが必要な人証数も多数となることがある。また、多数の当事者間の和解に関する調整が長引くことがある。さらに、多数当事者間の期日指定に関する調整が困難で、期日間隔が長くなることがある。

(ウ) 証拠の不足、収集困難

親族間の合意や取決めであるため契約書等の客観的な証拠が欠けている、被相続人その他事情をよく知る中心人物が死亡したり関係者の記憶が薄れているなどの事情のため争点を整理するのに時間がかかることもある。また、相続人の1人に証拠が偏在している場合などには、証拠収集に関するやりとりに時間を要することがある。さらに、預貯金、有価証券等の財産の状況に関し、多数の調査嘱託や文書送付嘱託が申し立てられる事案では、当事者は、嘱託に係る送付文書や回答の内容に基づいて主張内容を特定するため、送付文書や回答が到着するまでの期間が長いと、その分争点整理期間が長くなる。嘱託先が協力的でない場合や嘱託を拒否される場合もある。本人訴訟では、必要な証拠を収集したり、的確な証拠を選別して提出することが困難であり、争点整理に時間がかかることが少なくない。

(エ) 関連事件待ち

同一の相続に関連して複数の訴訟が別個の裁判所に提起され、別事件で全体的な解決を図る和解協議が進行している場合や、相続人廃除の申立て等相続関係訴訟の前提となる事項が関連事件で審理されている場合には、関連事件の進行を待つため審理が中断することがある。

(オ) 裁判についての考え方

当事者が、早期の紛争解決や経済的利益よりも、被相続人や相続人の行為等に関する理非曲直を明らかにすること(「白黒を付ける」こと)等を期待している場合には、法的効果にかかわらない間接事実を含む多岐にわたる主張がされるなどして審理が長期化することがある。

ウ 背景事情等に関する考察

(ア) 争点多数について

多数の事項について実質的な争いがある場合に審理に一定の時間を要するのは当然であるが、当事者が、多数の事実を十分整理せずに主張し、証拠を選別、整理せずに提出したり、逆に必要な証拠を小出しにしたり、主張・立証にメリハリをつけずに漫然と訴訟活動をし、裁判所もこれらに適切に対応できない場合には、必要以上に審理期間の長期化を招きかねない。古くからの事実経過が問題となるようなケースで、争点整理未了で訴訟の全体像が見通せない段階では、当事者は、一応、多数の主張を準備し、相手方の主張についても網羅的に争うことがあるが(名目上の争点多数)、このような事案では、適切な争点整理を通じてより早期に実質的な争点が絞られれば、その後の審理の長期化をある程度防止し得る。

本人訴訟となる事情については、本人自身が弁護士に委任することを希望しない場合のほか、地域に必要な数の弁護士が不足している場合、本人が弁護士へのアクセス方法を知らない場合などが考えられるが、弁護士へのアクセス等については、最近、弁護士人口の増加、公設事務所の設置、法テラスの稼働等により急速にインフラが拡充しつつある。弁護士が、紛争が深刻化する前に助言等をし、場合によっては訴訟外で交渉を代理することにより、解決に至らないまでも紛争があまりこじれない状態で訴訟になれば、当該訴訟による解決も早まることが考えられる。

(イ) 当事者多数について

当事者多数で、当事者ごとに審理の対象となる個別事情が異なる場合は、取調べが必要な人証数が多数となり、人証調べ期間が長くなるのはやむを得ない。また、紛争の内容や性質、当事者相互の関係、当事者の意向その他諸般の事情に照らし、和解が相当な事案であれば、そのための時間がある程度かかるのもやむを得ない。期日指定に関する調整については、複数の期日をあらかじめ指定するなどの運用上の工夫がされている。

(ウ) 証拠の不足、収集困難について

親族間においては、合意等の書面を作成することに対する違和感、抵抗感等があり、相続関係訴訟で問題となる合意や取決めに関して契約書等の書面が作成されないことにはやむを得ない面もある。相続人の1人が特定の文書を所持し任意に提出しない場合に文書提出命令の申立てをするには、提出すべき文書の特定が必要であり、相続人の1人のもとにどのような文書があるのか分か

らない場合には、同命令の活用は困難となる。調査嘱託や文書送付嘱託については、本人の同意が得られなければ嘱託を拒否される事例が散見されるが、その背景には、個人情報保護立法等も契機となり、社会的に個人情報に関する権利利益に対する意識が高まり、個人情報の保有者もその取扱いに敏感になっていることの影響がある。

(エ) 関連事件待ちについて

関連事件の弁論の併合をせず、別件の進行を待つことに一応の合理性を認め得る場合があるが、別件の進行待ちで審理が止まる期間があまりに長くなることを防止するために、裁判所は、当事者等を通じて、当該別件の進行状況を確認し、進行管理を図る必要がある。

(オ) 裁判についての考え方について

当事者は、紛争の最終解決手段である訴訟の場においては、権利関係の確定を通じた紛争解決や経済的利益の回復のみならず、広く事案を解明して理非曲直を明らかにすること等を強く期待し、そのためには審理期間が多少長くなってもやむを得ないと考えることがあると思われる。このような場合、裁判所も、事案によっては、審理の対象を権利関係の確定のために法律上不可欠なものよりやや広めに捉えて審理を進行することが、より紛争の実態に即した解決が得られると考えることもある。

(2) 境界確定訴訟

ア 事件の内容等

土地境界確定訴訟のほか、土地所有権確認請求訴訟で隣接地との境界が争われることがある。

イ 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(ア) 証拠の不足等

公図と測量図が一致していない、正確な測量図がないなど、図面その他の客観的資料が不備である場合に、境界を推認させる間接的な事実として、かなり昔の事情やあいまいな事実関係について細かな主張・立証が繰り返されると、争点を整理するのに時間を要する。土地の分合筆が重ねられ、その経緯が不明である場合も、同様である(本人訴訟で、訴訟代理人が付いている場合以上に争点整理に時間を要することがあることは、相続関係訴訟の場合と同じである。)

(イ) 共通図面の作成困難

境界確定訴訟において主張整理をするには、できる限り早期の段階で、共通図面(係争地の状況を正確に反映した1枚の図面に、基点及び当事者双方の主張する各境界線を記入したもの)を作成することが必要であるが、当事者がそのような図面を作成するのに時間がかかることが少なくない。

## ウ 背景事情等に関する考察

### (ア) 証拠の不足等について

現在、登記所では、不動産登記法上の「地図」(地積図等)の代わりに、「地図に準ずる図面」として公図(旧土地台帳附属地図)等が備え付けられていることも多いが、その精度は低いものが多いといわれ、公図と他の測量図が一致しないことも多い。国土調査法に基づく地籍調査が進展し、正確な地積図が登記所に備え付けられれば、境界確定訴訟において証拠として役立つが、地籍調査が遅れている理由としては、都市部では土地の細分化や複雑な権利関係等、山間部では地理的条件等により、境界等の確認に多大な手間と時間がかかる点などが指摘されている。

不動産登記法の改正により、平成18年1月20日から筆界特定制度(筆界に争いがある当事者の申立てにより、筆界特定登記官が筆界調査委員(土地家屋調査士等)の調査を経て筆界を特定する制度)が導入された。筆界特定がされた場合には、境界確定訴訟の受訴裁判所は、登記官に対し、筆界特定手続記録の送付を嘱託し、筆界に関する専門家が作成した資料(筆界特定書、筆界特定図面等)を争点整理や事実認定に利用することができる。こうした手続が活用されれば、証拠の不足による審理の長期化を防止する手立ての一つになることが考えられる。

### (イ) 共通図面の作成困難について

正確かつ信頼性が高い図面がない場合に共通図面を作成するためには、訴訟になってから、期日外で当事者双方が土地家屋調査士に測量を依頼したり、測量鑑定をすることが必要となるが、民事訴訟法改正により、一定の要件を満たせば、訴え提起前に、専門家に意見の陳述を嘱託することができるようになったことから、この制度を用いて、提訴前の段階で、土地家屋調査士に測量の上、共通図面を作成してもらうことも考えられる。なお、筆界特定がされている場合で、筆界特定書及び筆界特定図面において基点及び当事者双方の主張する境界線が正確に特定されていれば、これを境界確定訴訟の共通図面として利用することにより、時間と手間を省くことが考えられる。

### (3) 多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟

#### ア 事件の内容等

先物取引その他の金融取引に関する損害賠償請求訴訟，横領を理由とする損害賠償請求訴訟などにおいて，多数の事実に係る主張がされるケースがある。ヒアリング調査等において，こうしたケースは審理が長期化する傾向にあるとの指摘があったため，便宜的に，「多数の事実主張のある損害賠償請求訴訟」という類型として採り上げるものである。

#### イ 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

##### (ア) 争点多数

長期間にわたり多数回行われた先物等の取引を巡る損害賠償請求訴訟や，長期間にわたり会社の金銭を横領したことを理由とする損害賠償請求訴訟では，帳簿その他の多数の証拠を分析した上で，個々の取引や預金引出し行為等の時期，内容等を特定し，それが違法であることを基礎付ける事実関係を主張・立証する必要があるから，これを主張する当事者及び反論をする相手方の準備に時間を要し，裁判所による争点整理にも時間を要する。帳簿その他の書証の量が膨大になることもある。また，長期間にわたる先物取引等の勧誘行為の違法性が争われる事案で，当該勧誘行為に関わった者が多数に上る場合には，人証数が多数となることがある。

##### (イ) 証拠の不足等

会社の金銭の横領に関する訴訟等において，帳簿や領収書など，金銭の出入り，用途等を裏付ける客観的な資料が提出されない場合には，当事者や関係人の供述(記憶)に基づいた主張・立証を行わざるを得ず，当事者の準備や争点整理，証拠調べに時間を要する。帳簿が会社の経理状況を正確に反映していない場合も同様である。さらに，先物取引等に関する違法性(説明義務違反，断定的判断の提供等)の立証についても，客観的な証拠に乏しく，原告及び担当者の供述が唯一の直接証拠になり，その信用性の判断につき間接事実との突き合わせが必要となることが多く，審理に時間を要する。

##### (ウ) 専門性

先物取引やデリバティブ等の金融取引について，当事者・代理人，裁判所に専門的知識が不足すると，争点整理の道筋を付けるのに難渋し，審理が長期化することがある。

#### ウ 背景事情等に関する考察

(ア) 争点多数について

対象となる取引や金銭の出入りが多い場合など、多数の事項について実質的な争いがある場合には、それぞれの事項について各当事者の主張・立証と争点整理が必要である以上、その分審理に一定の時間を要するのは当然であるが、実務では、各取引等について一覧表にして整理するなどの工夫が行われている。

(イ) 証拠の不足等について

会社の金銭の横領が主張される訴訟等で、本来客観的な証拠となるべき会社の帳簿等が作成されていなかったり、作成されていてもその内容が正確でないことがあるが、その背景の一つとして、我が国の場合、会社といっても、個人企業が法人成りしたものが多く、会社の会計と個人の家計が混同されていることが少なくないという実態があるように思われる。

(ウ) 専門性について

先物等の金融取引に関する訴訟については、訴訟代理人たる弁護士や裁判官が過去に経験したことがないと、審理の見通しを立てるのに困難が伴うものであるが、法律雑誌等で紹介されている事件類型別の審理の指針を参考にするなどしながら対応されている。他方、こうした金融取引に関する紛争について、ADRの活用も考えられる。ADRは、当事者が詳細な主張・立証を行うことを回避するとともに、柔軟な形で専門家の知識・経験を取り入れることにより、迅速に紛争を解決する可能性を持っていると考えられる。

(4) 医事関係訴訟

ア 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(ア) 専門的知見の必要性

医療に関する専門的知見を通常有していない当事者・代理人、裁判所にとっては、紛争の実態ないし争点の把握・理解が困難であり、主張及び証拠の検討・整理等に時間がかかるため、争点整理期間が長くなる。とりわけ原告は、もともと医療に関する専門的知見を有しておらず、主張・立証の準備に当たり専門家の力を借りる必要性が高いが、協力を得られる専門家を探し出すまでに時間がかかるし、探し出した後も、期日間の専門家との打ち合わせ等に時間がかかる。そして、原告が訴え提起前に専門家に全く相談していないような場合には、証拠関係や医療上の経験則を十分踏まえることなく考え得る過失を多数主張したり、その後に主張が変遷するなどし、争点整理に時間がかかることが多い。

#### (イ) 鑑定の長期化

鑑定をするに当たり、適切な鑑定人候補者が見つからなかったり、見つかったりもなかなか引き受けてもらえず、鑑定人を選任するまでに時間がかかることがある。また、鑑定人選任後、鑑定人の多忙等により、鑑定書が提出されるまでに時間を要することがある。さらに、鑑定書の提出後、鑑定結果が自己に不利益であった当事者が、専門家に相談するなどして、鑑定書に対する反論・反証を準備することとなり、それに時間を要することもある。

### イ 背景事情等に関する考察

#### (ア) 専門的知見の必要性について

医事関係訴訟のように高度に専門化された訴訟においては、専門的知見へのアクセス次第で審理期間の長短が変わり得る。この点に関し、専門家の関与や弁護士・裁判所の態勢、裁判外の手続により長期化を防止する手立てについては、①専門委員の活用(争点整理、証拠調べ又は和解の各場面において、専門家に専門委員として手続への関与を求め、専門的な知見に基づく説明を聴くことができる。)、②専門家の助言・協力(当事者、とりわけ原告が、訴訟外で専門家の医師に相談し、助言・協力を得られる状況にあれば、訴訟の準備が迅速かつ円滑に進むほか、ポイントを絞った主張が可能となり、無用な争点の増加を防止し得るし、そもそも訴訟になることを未然に防げる可能性もある。)、③弁護士の専門化(医事関係訴訟に精通した弁護士が訴訟代理人となれば、自身が医事関係の訴訟活動に慣れているだけでなく、協力医を得るための人脈やノウハウも持っているため、要を得た主張・立証がなされ、争点整理等がスムーズに進むことが多いと考えられる。)などが挙げられる。

#### (イ) 鑑定長期化について

鑑定人候補者の確保については、鑑定人選任システムが整備されていないと、個々の裁判体の努力で鑑定人を選任せざるを得ず、何のつてもないところで適切な鑑定人を見つけることには多大な困難を伴う。そこで、全国レベルでは、平成13年、最高裁判所に医事関係訴訟委員会が設置され、学会ルートで鑑定人を推薦する仕組みが構築され、地方裁判所単位又は高等裁判所単位では、医療機関等の協力を得て、鑑定人候補者推薦のためのネットワークが構築、拡充されつつある。また、従前、医師が鑑定を引き受けることに消極的となる事情として、鑑定人尋問において、当事者から人格攻撃的な尋問を受けることがあることなどが指摘されていた。これに対しては、平成15年に、鑑定人質問の位置

付けや方法に関し民事訴訟法の改正が行われるなどされた。さらに、鑑定人に選任される医師等の専門家は、多忙であることが多く、そのため、鑑定書の作成に時間を要することが少なくない。これに対しては、鑑定書を簡易なものとしたり、口頭で意見を述べることを中心とする方法を採用することによって、書面作成に要する時間を削減する方法のほか、鑑定書の作成を要求する場合にも、その書き方を分かりやすく教示した手引書や鑑定書の書式を交付するなどの工夫がされている。

## (5) 建築関係訴訟

### ア 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

#### (ア) 専門的知見の必要性

建築(設計, 施工, 監理及びその周辺領域)に関する専門的知見を通常有していない当事者・代理人, 裁判所にとっては, 施工や設計・監理に瑕疵があるか, 追加工事か本体工事かなどの争いについて, 紛争の実態ないし争点の把握・理解が困難である。そのため, 主張及び証拠の検討, 整理等に時間がかかり, 争点整理期間が長くなる。

#### (イ) 争点多数

**瑕疵主張のある建築関係訴訟**では, 瑕疵があると主張される箇所や事象が多数に及ぶことがしばしばであり, その箇所等の特定, それが瑕疵に当たるか否か, 瑕疵に当たる場合の損害額など各争点について, 一つ一つ証拠に照らし合わせながら整理する必要があるため, 時間を要する。また, 建築請負代金請求訴訟で多数の追加変更工事が問題となる場合も, 同様に, その一つ一つについて, 追加変更工事が問題となっている箇所の特定, 追加工事か本体工事か, 追加変更工事の金額の合意がない場合の相当報酬額など各争点の整理に時間を要する。

#### (ウ) 証拠の不足

建物建築請負においては, 契約書が作成されていないことが多く, また, 仮に契約書が存在した場合でも, その記載が簡略すぎたり, 必要な取決めを欠いたり, さらには施工に要する図面等の書類が存在しないという場合も少なくない。また, 途中で追加変更工事がされることもしばしばあるが, それについての合意が書類に反映されていないことから問題となる場合が多い。このように客観的な証拠が不足していることにより, 争点整理や証拠調べに時間を要することがある。



(エ) 鑑定の長期化

鑑定をするに当たって、裁判所が適切な鑑定人を選任するまでに時間がかかったり、鑑定人から鑑定書が提出されるまでに時間がかかったり、鑑定書提出後の当事者による反論準備に時間を要することがある。

(オ) 感情的対立等

建築主が一般市民である場合、注文した建物は、高額であるばかりでなく、生活の拠点でもあることから、いったんその不具合について問題になると、感情的対立が激しくなることがある。そのため、合理的な争点整理をし審理の円滑な進行を図る上で支障を生じることがあり、審理期間が長引くことがある。

## イ 背景事情等に関する考察

(ア) 専門的知見の必要性について

建築関係訴訟においても、専門的知見へのアクセス次第で審理期間の長短が変わり得る。建築関係訴訟では、専門委員の活用のほか、建築士等の専門家が調停委員として関与する民事調停を活用することが広く行われている。裁判所が訴訟の途中で調停に付したところ、それが不成立に終わった場合には、全体の審理期間が長期化しがちであるが、不成立後の訴訟手続においては、専門家調停委員が関与した調停中の争点整理の成果を活用できることがある。

(イ) 争点多数について

対象となる瑕疵や追加変更工事の数が多い場合など、多数の事項について実質的な争いがある場合には、それぞれの事項について各当事者の主張・立証と争点整理が必要となる以上、その分審理に一定の時間を要するのは当然である。このような場合にも、当事者が瑕疵一覧表(例えば、建築物の各箇所について、現状、あるべき状態とその根拠、補修費用等に関する当事者双方の主張及び証拠を一覧にした表)等を用いて争点整理をするなどの運用上の工夫が一般的にされている。

(ウ) 証拠の不足について

取引において契約書が作成されないこと又は契約書が合意内容や取引の実態を反映していないことの背景としては、建築業界において、契約書を作成する慣行が十分には根付いていないこと、国民の間に、取引をする際に「契約書を残しておくことにより、後の紛争を防止しよう」という予防法学的発想が乏しいこと、一部の企業取引を除き、契約時に法律専門家による法的チェックを受ける慣行がないことなどが考えられる。

(エ) 鑑定長期化について

鑑定長期化に関し、鑑定人選任システムの整備については、全国レベルでは、平成13年、最高裁判所に建築関係訴訟委員会が設置され、学会ルートで鑑定人を推薦する仕組みができた。各地の裁判所では、医事関係のようなネットワークはないが、調停委員の中から鑑定人候補者を選定するなどの方法で対応されている。また、学会等の協力態勢としては、日本建築学会が司法支援建築会議を設立し、鑑定人候補者の推薦、育成や鑑定人への支援、鑑定事例の調査分析等の活動に取り組んでいる。

(オ) 感情的対立等について

一般市民にとって、高額取引であり、生活の拠点でもある建物について不具合が問題となると、感情的な対立が深刻化することは致し方ない面がある。他方、補修の可否・方法や損害の填補についての相場観の乖離については、専門家調停委員の意見などを活用して、当事者間に共通の認識を形成していくことが考えられる。

(6) 知的財産権訴訟

ア 事件の内容等

知的財産権訴訟には、技術的事項が問題となる訴訟類型である特許権等に関する訴えと、技術的事項が問題とならない訴訟類型である意匠権等に関する訴えがある。

イ 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

知的財産権訴訟は、かつては、審理期間が長期化する訴訟類型といわれていた。従来、審理期間の長期化に影響を及ぼすと指摘されていた要因として以下のものを挙げることができる。

(ア) 専門性

知的財産権訴訟は、知的財産権法の解釈及び適用が問題となること、争点が評価的ないし規範的な要素を含むことが多い上、知的財産権訴訟の中でも、特許権等に関する訴えについては、当該事案で問題となっている技術に関する専門的知見も必要となる。

(イ) 争点多数

特許権侵害訴訟においては、まず、特許権侵害の成否につき、①被告の製品等に用いられている技術が問題となっている特許権の技術的範囲に含まれるかどうか、②当該特許が無効であるかどうかといった点が争われることが多く、さ

らに、損害を立証する段階に進むと、被告の製品等の販売個数や利益率など細かい数値が問題となる。このように、争点が多岐にわたることが多い。

(ウ) 証拠の偏在

特許権侵害訴訟における損害額の算定に当たっては、被告の製品等の販売個数や利益率が問題となる場合があるが、こうした事項に関する資料は、被告が所持している。

(エ) 無効審判手続等が係属している場合

特許権侵害訴訟と並行して、特許庁における特許無効審判手続や訂正(審判)手続が行われている場合には、その手続の進行を見ながら訴訟の進行を図る必要がある。

## ウ 背景事情等に関する考察

(ア) 知的財産権訴訟に関する制度改正等

知的財産権訴訟は、近時、大幅にその審理期間が短縮されており、その平均審理期間は、平成9年には25.1月であったが、平成18年には12.1月とおよそ半分になっている。

知的財産権訴訟に関しては、前述の各要因に対応すべく、様々な制度改正等が行われた。すなわち、平成8年及び平成15年の民事訴訟法改正により、知的財産権事件の専門部がある東京地方裁判所及び大阪地方裁判所への管轄の集中が行われ、また、こうした制度改正に伴い、両裁判所における事件処理態勢も充実強化された。さらに、損害賠償制度の見直し、侵害行為の立証を容易にするための制度等の導入(平成10年、平成11年特許法等改正)、秘密保持命令の導入、侵害訴訟と無効審判の関係の整理(平成16年裁判所法等の一部を改正する法律)等の法改正が行われた。

(イ) 知的財産権訴訟の審理期間が短縮化した背景事情

知的財産権訴訟のうちの特許権等に関する訴えに係る紛争は、企業間のビジネス紛争という性格が強いことに加え、商品や技術のライフサイクルが極めて短くなったこともあり、訴訟において当該紛争が迅速に解決されることへの期待は非常に強い。こうしたビジネス紛争においては、企業が、訴訟の勝敗に過度にこだわるよりも、適正な手続に基づく裁判所の判断を早期に得て紛争を解決し、そこから新たなビジネスや商品開発のステージを早期に展開することの方に重きを置いているケースも少なくない。また、係争利益が巨額であることも多いことから、当事者である企業が、紛争解決のために投下する人的、物的な資

源も比較的豊富であることが多い。そして、前述したような当事者の期待等に応えるべく、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の知的財産専門部では、当事者の事前準備の励行、計画審理の実施等を骨格とした審理運営モデルを策定し、これに基づく審理を行うなど、訴訟運営上絶えず新しい方策に取り組んでいる。こうした取組は、審理期間の短縮化という形で一定程度奏効しているものと思われるが、その背景には、知的財産権訴訟に精通した相当数の訴訟代理人が存在し、裁判所の上記取組に積極的に協力して的確な訴訟活動を行ってきたとの事情があるように思われる。

## (7) 労働関係訴訟

### ア 事件の内容等

解雇された労働者が、その解雇が無効であると主張して使用者を相手に提起する地位確認請求事件、労働者が、使用者が賃金を支払わないと主張して、使用者を相手に提起する賃金請求事件などがある。

### イ 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

#### (ア) 争点多数

労働関係訴訟では、規範的要件の有無が争点となることが多く、そうした事件においては、当該規範的要件を基礎付ける事実及びその評価の障害となる事実として、長期間にわたる多数の事実が主張されることが少なくない。こうした多数の事実については、一般的に、客観的証拠が存在することが少ないため、主張される事実の多くが争点となる上、立証が困難であることが多い。

#### (イ) 原告多数

使用者と多数の労働者との間の労働関係においては、使用者が統一的かつ一律に労働契約の内容を変更し又はこれを終了させた場合に、その効力を争うため、複数の労働者が原告となって訴訟を提起することがある。こうした事案においては、原告らに共通する事実と各原告ごとの個別事情の双方が争点になって、審理期間の長期化につながる。

#### (ウ) 証拠の偏在、不足

雇用契約に関する記録や賃金に関する記録などの基本的な書類は、使用者に偏在しているため、使用者がこれを適時に提出しない場合や、使用者がこうした書類を十分に整備していない場合には、争点整理を円滑に行うことが困難となるばかりか、立証にも時間を要することとなる。

### ウ 背景事情等に関する考察

(ア) 争点多数について

労働関係訴訟においては、訴訟の早期の段階で、当事者が事実関係の主張と基本的な書証の提出を行い、裁判所もこれを促すといった訴訟運営上の工夫が行われている。もっとも、解雇権の濫用といった規範的要件や、不当労働行為該当性、就業規則の不利益変更の有効性といった評価的概念については、一義的に明確に認定できるようなものではなく、関連する様々な事実関係を総合的に評価した上で具体的な当てはめを検討することになるため、当事者が様々な観点から事実の主張をすることになりがちである。客観的な証拠が少ないという事情とあいまって、争点整理手続を行っても争点を十分に絞りきれないこともあると思われる。

(イ) 原告多数について

原告多数の労働紛争においては、原告ごとに審理の対象となる個別事情が異なるため、争点整理に時間を要するほか、取調べが必要な人証数が多数となって、人証調べにも時間を要することになる。取調べが必要な人証数が多数の場合に、全体として審理期間が長くなる傾向があることは、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様であるが、労働関係訴訟においても、集中証拠調べが相当程度浸透している。

(ウ) 証拠の偏在、不足について

使用者が書類を整備しない事例としては、①使用者が本来作成すべき書類の作成を怠っている場合、②労働契約の内容が労働協約や労使慣行により規律されているため、労働契約書等が作成されていない場合などが考えられる。

(8) 行政事件訴訟

ア 事件の内容等

行政事件訴訟では、取消訴訟(行政庁の処分等の取消しを求める訴訟)と民衆訴訟の一つである住民訴訟が比較的多い。取消訴訟には、処分の名あて人自身がその処分の取消しを求める訴訟(例えば、納税義務者が自己に対してされた課税処分の取消しを求める訴訟等)と、処分の名あて人以外の第三者が提起する訴訟(例えば、原子炉設置許可処分についてその取消しを求める訴訟等)がある。

イ 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

(ア) 専門性

行政事件訴訟においては、訴訟要件の具備や行政法規の解釈及び適用が

問題となるところ, こうした争点については, 関連する行政法規の構造や規定内容が複雑なことがあり, また, 必ずしも個別法規により直ちに一義的に明確に結論が定まるものではない。また, 行政事件訴訟の中には原子炉設置許可処分取消訴訟のように, その判断のために科学的な知見を必要とするものがある。こうした専門性の高さ等のため, 行政事件訴訟においては, 当事者・訴訟代理人(指定代理人)から詳細な主張立証がされることが多く, その準備のために時間を要するとして, 当事者・訴訟代理人(指定代理人)が, 通常の民事事件よりも長めの準備期間を希望する場合が多い。また, こうした主張立証を整理するためには一定の時間を要する。

(イ) 争点多数

住民訴訟や, 公用負担等関係訴訟など行政機関がした政策判断の当否そのものが争われる訴訟においては, 原告は様々な観点から政策判断の違法性を基礎付ける法律上の主張及びその前提となる事実の主張をし, 被告はこれらのいずれについても争うことが多い。

(ウ) 原告多数

多数の原告が共同して訴訟を提起する場合には, 原告らに共通する争点のみならず, 各原告の個別事情も争点となることが多い。この場合, 各原告の個別事情は, 原告ごとに主張立証をし, 事実認定をしなければならないため, 争点整理や立証には一定の時間を要し, 審理期間の長期化につながる。

(エ) 証拠の偏在

行政処分等に関する資料は, その性質上, 行政庁側に偏在していることが少なくなく, 訴訟における当該資料の提出の要否又は可否をめぐる当事者のやりとりに時間を要する場合がある。

## ウ 背景事情等に関する考察

(ア) 専門性について

行政事件訴訟は, 一般的には専門性が高い事件類型である上, 争点についての科学的知見を要する場合もあることから, 当事者がその主張立証の準備のために, 通常の民事訴訟事件よりも長めの準備期間を必要とすることについては, ある程度やむを得ない面もあろう。

(イ) 争点多数について

行政事件訴訟においては, 法律上の争点が多いため, 争点整理手続を行ったとしても, 争点の絞り込みには限界があることが少なくない。例えば, 住民訴訟,

公用負担等関係訴訟などでは、原告があるべき行政判断を求めて、政策そのものの違法性を主張することが多いが、違法か否か(行政庁に裁量権があると認められる場合には、行政判断に裁量権の逸脱又は濫用があるか否か)は、様々な事実を総合的に考慮して判断される評価的概念であることから、原告としては、主張を絞るというよりは多角的な観点から網羅的な主張立証をし、被告も、これに対応して、主張立証を展開せざるを得ないことになり、必然的に争点が多岐に及ぶことになる。

(ウ) 原告多数について

原告多数の事案においては、原告ごとに審理の対象となる個別事情が異なるため、争点整理にも時間を要するほか、取調べが必要な人証数が多数となって、人証調べにも時間を要することになる。取調べが必要な人証数が多数の場合に、全体としての審理期間が長くなる傾向があることは、民事第一審訴訟事件全体の場合と同様であるが、行政事件訴訟においても、集中証拠調べが相当程度浸透している。

(エ) 証拠の偏在について

行政庁が保有する行政処分等に関する資料について、その提出の要否又は可否をめぐって当事者の意見が対立した場合、資料の提出をめぐるやりとりにはある程度時間を要し、全体としての審理期間を長くする方向に働くことは否定できない。しかし、こうしたやりとりの過程で、このような資料は、行政庁側から任意に提出されることも多く、また、必要な事案においては、裁判所が、釈明処分の特則の規定(行政事件訴訟法23条の2)を適用して行政庁に当該資料の提出を求め、あるいは、釈明権の行使(行政事件訴訟法7条、民事訴訟法149条1項)として被告に当該資料の提出を促すことにより、行政庁側から提出されることもある。なお、当該資料の提出の要否又は可否をめぐるやり取りに時間がかかることも、当該訴訟において争点を明確にし、充実した審理を実現するためにはやむを得ない場合もあろう。

(9) その他専門的知見を要する訴訟

ア 事件の内容等

医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟、労働関係訴訟及び行政事件訴訟以外で、専門的な知見を要する訴訟である。典型例としては、コンピュータ・ソフトウェアの開発請負契約に基づく代金支払請求訴訟、複雑な機械に関する瑕疵を理由とする損害賠償請求訴訟、製造物責任訴訟などがあるほか、**交通事故**

に基づく損害賠償請求訴訟のうち後遺障害に関するものや工学鑑定を要するものも挙げられる。

## イ 審理期間の長期化に影響を及ぼす要因

### (ア) 専門的知見の必要性

コンピュータ・ソフトウェアや機械、各種製造物、医学、工学などに関する専門的知見を通常有していない当事者・代理人、裁判所にとっては、紛争の実態ないし争点の把握・理解が困難である。また、交通事故に基づく損害賠償請求訴訟で、後遺障害の内容・程度、事故と後遺障害との因果関係などが争われるケースについては、カルテの分析など医療に関する専門的な知見が必要となるため、医事関係訴訟と共通の問題がある。

### (イ) 鑑定の長期化

鑑定人選任システムが十分に整備されていないため、鑑定が必要な事件において、裁判所が適切な鑑定人を選任するまでに時間がかかることが多い。また、鑑定人から鑑定書が提出されるまでに時間がかかったり、鑑定書提出後の当事者による反論準備に時間がかかることもある。

### (ウ) 争点多数

コンピュータ・ソフトウェアの開発請負のケースや機械の瑕疵に関するケースでは、不具合ないし瑕疵の主張が多岐にわたる場合があり、その場合、争点整理等に時間がかかる。

### (エ) 証拠の偏在

製造物責任訴訟や機械の瑕疵に関する訴訟では、製造物や機械に関する資料が製造業者等や機械の供給者側に偏在しており、それが証拠としてスムーズに提出されないと、審理の長期化につながることもある。

## ウ 背景事情等に関する考察

### (ア) 専門的知見の必要性について

専門的知見に関しては、専門委員を活用したり、専門家を調停委員として関与させた民事調停が利用されている。弁護士の専門化に関しては、交通事故関係を除くと、専門性のある弁護士は比較的少ないように感じられる。例えば、コンピュータ・ソフトウェアの開発請負に関する訴訟では、訴訟代理人が、ソフトウェアの開発過程において作成された専門的な資料を分かりやすく整理、説明し、それに基づく的確な主張をしなければ、争点整理が円滑に進まない。

### (イ) 鑑定の長期化について



鑑定の期間が長期化する背景事情やそれを防止するための手立て等については、医事関係訴訟とほぼ同様に考えられるが、鑑定人選任システムについては、医事関係訴訟とは異なり、まだ整備されていない。

(ウ) 争点多数について

コンピュータ・ソフトウェアや機械の不具合ないし瑕疵を巡る訴訟において、対象となる瑕疵が多い場合など、多数の事項について実質的な争いがある場合には、それぞれの事項について各当事者の主張・立証と争点整理が必要である以上、その分審理に一定の時間を要するのは当然というべきである。その上で、建築関係訴訟と同様に、一覧表の活用などの運用上の工夫をすることが考えられる。

(エ) 証拠の偏在について

製造物責任訴訟においては、製造物に関する種々の証拠が製造業者等に偏在しているが、製造物責任法は、民法の過失責任の原則を修正し、製造業者等は、製造物の「欠陥」により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、一定の免責事由を証明しない限り、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとしている(3条, 4条。厳格責任)。これは、証拠を提出する必要の高い当事者が当該証拠にアクセスできないことにより審理が長期化することを可及的に防止する効果をも有しているものと考えられる。

(10) まとめ

このほかにも、事件を担当する裁判所の姿勢や、弁護士及び裁判所の執務態勢等も審理期間に影響を及ぼしている可能性がある。

以上によれば、審理を長期化させる主な要因としては、①審理対象の量や訴訟の規模にかかわる問題(争点多数, 当事者多数), ②専門性にかかわる問題, ③証拠にかかわる問題(証拠の不足, 収集困難等)及び④関係者にかかわる問題(訴訟関係者である当事者等の態度・考え方, 訴訟活動の在り方, 執務態勢等)があるといえよう。

### Ⅲ 刑事訴訟事件に関する分析

#### 1 地方裁判所における刑事訴訟事件(第一審)の審理の状況

(1) 概況 【表46～図48】

本件調査期間に終局した刑事通常第一審訴訟事件(地方裁判所)の平均審理期間は3.1月である(なお, 第1回報告書では3.2月)。7割を超える事件が3月以内

に終局しており、審理期間が2年を超える事件の割合は0.3%である。

近年、新受人員が概して増加傾向にある中で、平均審理期間はほぼ横ばいである。

## (2) 否認事件の審理の状況 【図49～57】

否認事件の平均審理期間は8.9月であり、審理期間の長い事件では否認事件の割合が高くなっている。また、否認事件の平均取調べ証人数は2.5人、証人尋問公判回数は2.7回、被告人質問公判回数は2.1回となっている。

否認事件においては、審理期間が長いほど、平均取調べ証人数が多くなり、また、全開廷回数に占める証人尋問公判回数の割合は、審理期間の長い事件ほど大きくなっている。

証人1人当たりの平均証人尋問公判回数は1回前後で推移している。このことは、証人1人の尋問が1回の期日で終了していることを意味する反面、1回の公判期日で複数の証人尋問が実施されることも少ないことを意味するものと思われる。

証人尋問公判回数の多い事件ほど、平均審理期間が長くなり、全開廷回数も多くなっている。

否認事件における被告人質問公判回数についても、審理期間が長い事件ほど、平均被告人質問公判回数が多くなるが、その伸び幅は証人尋問公判回数の場合と比べると緩やかである。また、全開廷回数に占める被告人質問公判回数の割合は、証人尋問公判回数の場合とは逆に、審理期間の長い事件ほど減少している。これらのことから、被告人質問公判回数が増加すると審理期間が長くなるが、審理期間の長期化に及ぼす影響の程度は証人尋問公判回数の場合に比べてやや低いといえることができる。

## (3) 追起訴 【図58, 59】

追起訴のある事件は、追起訴のない事件よりも、審理期間が長く、開廷回数も多くなる傾向が見られ、追起訴の有無は、審理期間に影響を及ぼしているといえる。

## (4) 公判前整理手続 【表60～図64】

本件調査期間において、公判前整理手続に付された終局人員は336人(終局人員総数の0.4%)である。

否認事件や合議事件、裁判員裁判対象事件については、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも、平均審理期間が短く、平均開廷回数も少なくなっている。公判前整理手続に付された事件では、連日的開廷に準じた集中的な審理が行われていることがうかがわれる。

平均取調べ証人数は、総数や自白事件では、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも多くなっている一方、否認事件では少なくなっているが、本件調査期間におけるデータだけからは、公判前整理手続と取調べ証人数との間に一定の傾向を見出すことは困難である。

#### (5) 開廷時間 【図65～70】

本件調査期間における終局人員1人当たりの平均開廷時間は、合議事件で214.0分(自白事件165.8分、否認事件419.9分)、単独否認事件で270.5分である。また、公判期日等1回当たりの平均開廷時間は、合議事件で60.4分(自白事件52.4分、否認事件81.1分)、単独否認事件で55.3分である。

公判前整理手続の有無別に見ると、合議事件や裁判員裁判対象事件の終局人員1人当たりの平均開廷時間は、公判前整理手続に付された事件の方が付されなかった事件より長くなっている。

同じく合議事件や裁判員裁判対象事件の公判期日等1回当たりの平均開廷時間は、公判前整理手続に付された事件の方が同手続に付されなかった事件より長くなっている。このことに、同手続に付された事件の開廷回数、開廷間隔等の状況を併せ考えると、同手続に付された事件においては、連日的開廷に準じた集中的な審理が行われていることがより明確になったといえる。

## 2 高等裁判所における刑事訴訟事件(控訴審)の審理の状況

### (1) 概況 【表71, 図72】

本件調査期間に終局した刑事控訴審訴訟事件(高等裁判所)の平均審理期間は3.2月である。全体の6割を超える事件が3月以内に、9割を超える事件が6月以内に終局している。

### (2) 審理期間の構造 【図73～76】

開廷回数が多い事件ほど平均審理期間が長くなり、また、審理期間が長い事件ほど平均開廷回数が多くなっている。

検察官控訴事件は、被告人側控訴事件に比べ、平均審理期間が長い。また、第一審の審理期間が長い事件ほど、控訴審の平均審理期間も長くなっている。

### (3) 取調べ証人数と審理期間との関係 【図77】

平均取調べ証人数は0.2人であり、9割近い事件が証人なしで終局し、証人数2人以上の事件は1.7%にすぎない。これは、刑事控訴審が事後審であり、その審理構造上事実の取調べが限定されることが影響していると思われる。

#### (4) 控訴理由と審理期間等との関係 【図78～表80】

量刑不当及び判決後の情状を控訴理由とする事件は、事実誤認を控訴理由とする事件に比べ、平均審理期間が短く、かつ、平均開廷回数が少ない傾向にある。これは、量刑不当や判決後の情状を控訴理由とする事件の場合、控訴審での調査内容が複雑ではなく、審理に時間を要しないためと思われる。

量刑不当及び判決後の情状を控訴理由とする事件は、事実誤認を控訴理由とする事件に比べ、事実の取調べが行われる場合が多い。

控訴審において被告人質問が実施されない事件が一定数あり、特に控訴棄却により終局する事件では、被告人質問が実施されないものが相当数ある。

#### (5) 控訴審の終局結果と審理期間等との関係 【図81】

破棄自判により終局した事件は、控訴棄却により終局した事件に比べ、平均審理期間が長く、平均開廷回数もやや多い。これは、破棄自判により終局した事件の方が平均取調べ証人数が多いことなどが影響していると考えられる。

#### (6) 審理期間等の経年変化 【図82, 83】

新受人員及び終局人員ともに増加傾向にある中で、平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数は、いずれも減少傾向にある。

### 3 刑事訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因について

#### (1) 刑事訴訟事件の審理期間の状況

否認事件の平均審理期間(8.9月)は、自白事件のそれ(2.7月)より長く、審理期間が2年を超え3年以内の事件及び3年を超え5年以内の事件の8割以上は否認事件である。第1回報告書及び本報告書によれば、①審理期間が長い事件ほど、また開廷回数が多い事件ほど、平均取調べ証人数が多くなること、②取調べ証人数が多い事件ほど、平均審理期間が長くなり、平均開廷回数が増加し、平均開廷間隔も長くなる傾向があること、③審理期間が長い事件ほど、証人尋問公判回数及び証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数が多くなるほか、被告人質問公判回数も増加すること、などといった傾向が明らかになった。

そこで、以下では、審理期間が長期化する傾向がある否認事件に焦点を当て、刑事第一審訴訟事件の審理期間に影響を及ぼす要因を検討することとする。

#### (2) 否認事件の審理の概要

その前提として、否認事件の審理期間等の状況を見ると、本件調査期間における否認事件全体の平均審理期間は8.9月(うち起訴後第1回公判期日までは2.0月)

であり、平均開廷回数は7.0回(うち平均証人尋問公判回数2.2回、平均被告人質問公判回数2.1回)であり、平均開廷間隔は1.3月である。また、平均取調べ証人数は2.5人(証人1人当たりの尋問に要する公判期日等の回数は0.9回)であり、鑑定実施率は2.1%である。

以上を踏まえ、否認事件の平均的な審理イメージを描くと、おおむね、以下のようなものになる。

#### **ア 起訴後第1回公判期日まで**

起訴後、検察官及び弁護人は、審理が迅速に行われるように、第1回公判期日までに事前準備を行う。公判前整理手続が導入される前の事前準備手続は、原則として検察官及び弁護人が自主的に争点整理を実施した上、証拠調べその他の審理に要する見込みの時間等裁判所が開廷回数の見通しを立てるに当たって必要な事項を裁判所に申し出るものとされるなど、裁判所の関与は補充的な位置付けであった。また、第1回公判期日前には証拠調べ請求をすることができなかったこともあり、この段階において証拠調べの全容が明確になっているというような事例は必ずしも多くなかった。

#### **イ 第1回公判期日**

第1回公判期日では、検察官が起訴状を朗読し、被告人が公訴事実の全部又は一部が事実と異なっている旨の陳述を行う。その後、検察官は証拠により証明すべき事実を明らかにするため冒頭陳述を行い、証拠書類等の証拠調べを請求する(第1回公判期日において、いかなる段階まで手続が進行するかは事件により異なる。)

#### **ウ 第2回公判期日以降**

公訴事実に関する立証責任は検察官にあり、否認事件では、弁護人は、検察官請求の証拠書類の全部又は一部について証拠とすることに同意しないのが通例である。そこで、証拠調べ手続では、検察官が証拠書類の取調べに代えて請求した証人や弁護人が請求した証人等に対する尋問が中心となることが多い。

証人尋問では、まず、尋問を請求した当事者による尋問(主尋問)が行われる。反対当事者による尋問(反対尋問)は、主尋問に引き続いて同じ期日に行われることもあるが、次回期日に実施されることもある。否認事件の審理においては、2～3人の証人の尋問に2～3回の公判期日等を要するのが平均的である。また、被告人質問にも平均2～3回の公判期日を要している。証人尋問が行われた期日に被告人質問も行われることもある。第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔は1.

2月である。

## エ 論告，弁論及び判決

証拠調べが終了すると、裁判所は、検察官・弁護人双方の意見を聴く(論告・弁論)。論告及び弁論は、同一期日に行われることが多いが、中には、論告が行われた次の期日に弁論が行われる場合もある。弁護人の弁論の後、被告人の最終陳述が行われ、審理は終結する。その後、おおむね1か月から1か月半程度で判決が宣告される。

### (3) 2年超事件の審理の概要

本件調査期間において、審理期間が2年を超えた事件は0.3%(217人)にすぎないものの、このような事件には、重大事件など社会の耳目を集める事件も含まれている。2年超事件は、その数が少なく、それぞれの事件が長期化した要因には事件固有のものが少なくない。そこで、6つの審理パターン(争点が多数にわたり、証拠調べが多数回に及んだ事例、争点は少ないが、その立証に多数の証拠が必要となった事例、鑑定等に期日を要した事例、訴訟進行が円滑にいかなかった事例、被告人多数のため審理に時間を要した事例、事案が複雑な財政経済事件)を参考にしつつ、主として統計的数値に基づき、2年超事件の平均的な審理イメージを示すこととする。

その前提として、2年超事件の審理期間等の状況を見ると、2年超事件の平均審理期間は40.1月(うち起訴後第1回公判期日までは4.3月)、平均開廷回数は24.1回(うち証人尋問公判回数10.2回、被告人質問公判回数5.9回)、平均開廷間隔は1.7月となっている。また、平均取調べ証人数は9.6人(証人1人当たりの尋問に要する公判期日等の回数は1.1回)であり、鑑定実施率は9.7%である。

以上を踏まえ、2年超事件の平均的な審理イメージを描くと、おおむね、以下のようになる。

#### ア 起訴後第1回公判期日まで

起訴後第1回公判期日までの平均期間は、否認事件全体の倍以上の日数(平均4.3月)を要している。これには、多数の検察官請求予定証拠の整理・開示、弁護人による開示された証拠の閲覧、被告人との打合せを含む弁護方針の検討等、様々な事情が影響しているものと思われる。

#### イ 第1回公判期日

第1回公判期日において、いかなる段階まで手続が進行するかは事件により異なる。2年超事件においても、第1回公判期日において、証拠とすることに同意された検察官請求の証拠書類の取調べ、同意されなかった証拠書類に代わる証人

尋問請求まで行われる例が少なくないと思われるが、事前準備が十分行われていない事件などでは、第1回公判期日では被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述までしか手続が進まないこともある。

## ウ 第2回公判期日以降

否認事件の証拠調手続では、検察官が証拠書類の取調べに代えて請求した証人や弁護人が請求した証人等に対する尋問が中心となることが多い。そして、前記のとおり、2年超事件の審理においては、9～10人の証人の尋問に10回程度の公判期日等を要するのが平均的である。平均取調べ証人数が9.6人、平均証人尋問公判回数が10.2回という統計データから明らかなどおり、証人1人当たりの尋問期日回数が1回を超えており(1.1回)、主尋問と反対尋問が別の期日に行われているケースが一定数存在することがうかがわれる。また、被告人質問にも平均5～6回の公判期日を要している。第1回公判期日から終局までの公判期日の平均開廷間隔は1.5月であり、否認事件全体に比べて0.3月長くなっている。

## エ 論告、弁論及び判決

証拠調べが終了すると、論告及び弁論が行われる。弁論は、論告が行われた期日の次の期日に行われることも少なくない。弁論及び被告人の最終陳述の後、判決が宣告されるまでに数か月の期間を要することもある。

### (4) 審理期間と開廷回数及び開廷間隔との関係について

前記のとおり、刑事訴訟事件の審理期間は、開廷回数と開廷間隔によって定まる。仮に開廷間隔が同じであれば、開廷回数が多くなると審理期間は長くなるし、逆に、開廷回数が同じであれば、開廷間隔が長くなると審理期間全体も長くなる。他方、開廷回数が多くなる場合でも、開廷間隔を短くすれば(例えば連日的開廷が行われた場合)、審理期間はさほど長くならず済む。実際には、審理が長期化する事件においては、開廷回数と開廷間隔の両要因が複合的に作用している場合が多いと考えられる。

以下、開廷回数を多くする要因及び開廷間隔を長くする要因を挙げる。以下に挙げる要因としては、統計数値上ある程度裏付けられているもののほかにも、実務経験上、開廷回数を増加させたり、開廷間隔を長くすると認識されている事情があるが、これらの事情についてもできる限り列挙し、分析をすることとする。

#### ア 開廷回数に影響を及ぼす要因

##### (ア) 取調べ証人数

取調べ証人数が多い事件ほど開廷回数が多くなり、審理期間が長くなる傾向

がある。また、審理期間の長い事件ほど、取調べ証人数が増えるとともに、開廷回数に占める証人尋問公判回数の割合が増加し、特に、審理期間が2年を超える事件で急増している。取調べ証人数が多くなる場合としては、訴因が多数の事件において、被告人側が事実関係を争い、検察官請求証拠の多くについてその取調べに同意しない場合がある。例えば、被告人が多数の被害者に対して詐欺を行ったとして起訴された事例において、被告人が公訴事実を争う場合には、検察官請求証拠のうち、被害者らの被害事実に関する供述調書等の多くについて、これを証拠とすることに同意しないことになる。この場合、検察官はこれら多数の被害者らの証人尋問を請求することになるため、取調べ証人数が多くなる。また、訴因の数は少なくても、事案が複雑であるために争点が多くなり、取調べ証人数が多くなる場合がある。

(イ) 証人1人当たりの尋問時間(開廷回数)

前記のとおり、平均的な否認事件では、証人1人当たりの尋問に要する公判期日等の平均開廷回数は0.9回であるのに対し、2年超事件では、その平均開廷回数は1.1回となっている。証人1人当たりの尋問時間が長いことは、開廷回数を増加させ、審理期間を長期化させる要因となる。証人1人当たりの尋問時間が長くなる場合としては、例えば、1人の被害者に対して繰り返し詐欺を行ったとされる事案において、その全ての事実を争いがあり、その被害者を証人として尋問するときなど、事案が複雑あるいは長期に及ぶものであるため、証人に対して尋問すべき事項が多岐にわたる場合などが挙げられる。

さらに、被告人又は証人が日本語に通じないため、尋問に通訳を要する場合にも、証人尋問に長時間を要することがある。

(ウ) 被告人質問に要する時間(開廷回数)

平均的な否認事件では、平均被告人質問公判回数は2.1回であり、半数以上(54.2%)の事件で、被告人質問が複数回実施されている。また、2年超事件では、平均被告人質問公判回数は5.9回となっている。他方、被告人質問公判回数の多い事件ほど、審理期間が長くなっており、特に、被告人質問公判回数6回以上の事件では平均審理期間が急激に長くなっている。もともと、全開廷回数に占める被告人質問公判回数の割合を見ると、証人尋問公判回数の場合と異なり、審理期間が長い事件ほど、その割合が低くなっており、被告人質問公判回数の増加の審理期間に対する影響は、証人尋問公判回数の増加ほどではない。



被告人質問を実施する公判期日の開廷回数が多くなる例としては、共犯者多数の事件等において、複数の被告人が併合審理されたため、被告人質問に要する時間が長くなる場合や、被告人1人当たりの質問に要する時間が長い場合が考えられる。さらに、被告人が日本語に通じないため、被告人質問に通訳を要する場合にも、長時間を要することがある。

## イ 開廷間隔に影響を及ぼす要因

### (ア) 鑑定

前記のとおり、否認事件における鑑定実施率は2.1%であるが、2年超事件では9.7%となっている。否認事件について鑑定を実施した事件の平均審理期間は18.4月、平均開廷回数は10.5回、平均証人数は4.0人となっており、鑑定を実施しない事件の各数値(それぞれ8.6月、6.9回、2.5人)を大幅に上回っている。この限りでは、事案複雑、争点多数等の要因が影響していると考えられるが、鑑定実施事件固有の要因としては、鑑定を実施する前提として、犯罪事実に関する事実以外の事実関係(例えば、日常的な生活状況、入院歴、治療状況等)に関する証人を取り調べたり、被告人質問を実施したりする場合があることなどが考えられる。他方、鑑定を実施した事件の平均開廷間隔は1.8月であり、鑑定を実施しない事件(1.2月)を大きく上回っており、開廷間隔が長いことも、その審理期間の長期化に影響を及ぼしている。

### (イ) 追起訴

本件調査期間に終局した刑事通常第一審事件のうち追起訴のある事件の平均審理期間は4.5月、平均開廷回数は3.6回であり、追起訴のない事件(それぞれ2.6月、2.4回)を上回っている。また、本起訴から最後の追起訴終了までの期間が長い事件ほど、平均審理期間が長くなっている。追起訴があると、必然的に訴因の数が増えることになる。そして、訴因が多数になれば、取調べ証人数、証人1人当たりの尋問に要する公判期日等の開廷回数、被告人質問に要する公判期日の開廷回数が多くなり、このことが、審理の長期化に影響している可能性もあると考えられる。

他方、追起訴のある事件の平均開廷間隔は、受理から第1回公判期日まで(1.7月)、第1回公判期日から終局まで(0.8月)のいずれも、追起訴のない事件のそれ(それぞれ1.5月、0.5月)を上回っている。追起訴のある事件では、開廷間隔が長くなることも、審理期間の長期化に影響を及ぼしている。

### (5) 証人数、証人1人当たりの尋問時間(開廷回数)、被告人質問に要する時間(開

## 廷回数)を増加させる要因

否認事件においても、争点が明確であったり、証拠関係が複雑でない場合には、争点及び証拠の整理の必要性は必ずしも高くなく、意識的にこれを行わなくても取調べ証人数が増えたり、証人尋問や被告人質問に要する時間が長くなるわけではない。これに対し、重大な否認事件、例えば、訴因が多数ある事件、共犯者が多数存在する事件等では、争点及び証拠の整理が効果的に行われない場合には、争点を絞り切れないため、あるいは、争点の判断に必要にして十分な証拠を厳選できないため、取調べ証人数が増えたり、証人1人当たりの尋問時間(開廷回数)や被告人質問に要する時間(開廷回数)が長くなり、審理期間が長くなる可能性がある。

そこで、以下、これらの要因の検討をすることとする。

### ア 第1回公判期日前の効果的な争点整理(事前準備)の困難さ

公判前整理手続が導入される前の事前準備においては、早期に効果的な争点整理をするという点では、十分な機能を発揮していなかったと思われるが、それは、以下のような事情が複合的に影響していたものと思われる。

#### (ア) 事前準備制度とその運用等

公判前整理手続が導入される前の事前準備手続は、原則として検察官及び弁護人が自主的に争点整理を実施するものとされ、裁判所の関与は補充的なものであり、特に、証拠整理については、第1回公判期日前には証拠調請求をすることが許されていなかったこともあり、十分機能していなかったといえる。加えて、わが国の刑事訴訟においては、裁判官が公判前に起訴事件について一定の心証を抱くことのないようにする原則(予断排除の原則)が採用されている。予断排除の原則は、裁判官が心証を得る目的で証拠の内容を見ることを禁止するものであり、その目的いかんを問わず、裁判官が第1回公判期日前に起訴状に記載されている情報以外の情報に触れることを一切禁止するようなものではないというのが大方の理解だと思われる(このことは、公判前整理手続導入後の刑事訴訟法の下においても、予断排除の原則に関連する上記の各規定はそのまま維持されていることからもうかがわれるところである。)、第1回公判期日から充実した審理を行うためには、第1回公判期日前の事前準備において、当事者双方の主張・立証方針を前提として、審理計画を立てることが不可欠である。しかし、実務の現場においては、この予断排除の原則を必要以上に厳格に受け止め、当事者双方の主張を突き合わせて、争いのない事実関係を確認することすらためらわれるといった意識から、第1回公判期日前に十分な争点及び証拠

の整理が行われない場合もあったのではないかとと思われる。

(イ) 検察官請求予定証拠以外の手持ち証拠の開示

充実した争点整理を行うためには、十分な証拠開示が前提となる。しかし、弁護人が、検察官請求予定証拠以外の手持ち証拠の開示を求め、検察官がこれに応じない場合には、証拠開示の要否自体につき紛議が生じ、審理が止まってしまったり、弁護人において、検察官が今後どのような証拠に基づきどのような主張をしてくるのか分からないとして、広範に事実関係を争い、効果的な争点整理ができないことがあった。また、検察官の証拠開示に対応して被告人側が自らの主張を明示するものでなければ、検察官側から見れば、証拠隠滅のおそれ等の証拠開示のネガティブな面だけが残ることとなり、法律上義務付けられた範囲を超えて証拠を開示するインセンティブを感じられないということもあり得よう。

(ウ) 被告人・弁護人の主張が明らかにされない場合があること

被告人・弁護人が、主張を明らかにしなければ、争点の所在が明らかにならず、十分な争点整理は行い得ない。従来、事案によっては、被告人・弁護人が、その主張を早期に明らかにすることに消極的となる場合もあったと思われる。その背景としては、公判前整理手続等が導入される前は、予定している主張を明らかにする法的義務がなく、制度上は、事案に応じ、自らの手の内を明らかにすることなく検察官立証全体を見てその弱点を突く戦術をとることも否定されていなかったこと、被告人・弁護人が主張を明らかにする前提として検察官から十分な証拠開示を受けられる制度的保障が存しなかったことが影響していたのではないかとと思われる。

また、種々の理由により、弁護人が被告人と十分な意思疎通を図ることができず、そのために主張を明らかにできないという場合も考えられる。

## イ 立証対象の性質に由来する立証又は判断の困難さ

(ア) 多数の状況証拠により犯罪事実、犯意等を立証すべき場合

犯罪事実や被告人の犯人性を直接示すような証拠(直接証拠)のない事件においては、検察官は、被告人が犯人であることを推認させるような多数の間接事実(状況証拠)を積み上げることにより、被告人の有罪を立証しようとするようになる。そのような事件では、被告人・弁護人は、被告人以外の者の供述調書その他の証拠書類の多くの取調べに同意しないことが少なくなく、検察官は、供述者の証人尋問を請求することになる。このような証拠構造の事件においては、証拠整理の段階で、必要にして十分な証拠の範囲の判断や尋問事項の絞り込み

を的確に行うことが困難な場合も少なくない。その結果、取り調べる証人の数が増加し、また、証人の尋問に当たっても尋問が細部に及び、尋問時間が長くなる可能性がある。

(イ) 被告人の供述の任意性が争点となる場合

被告人の捜査段階の供述の任意性が争われた場合に、必ず審理が長期化するというわけではなく、任意性が争われても、被告人質問を実施するだけで供述の任意性が問題なく認められることも少なくない。しかし、被告人の捜査段階の供述の任意性に関する証拠調べに時間を要し、審理が長期化した事例も存在する。被告人の捜査段階の供述の任意性を巡る審理においては、被告人・弁護人から、被告人の供述の任意性に疑いを抱かせる具体的な事情が主張され、まず、被告人質問が実施されるのが通例であり、上記のとおり被告人質問だけで、被告人の供述の任意性に疑いがないと判断される場合もある。他方、被告人質問だけで任意性に疑いがないと判断されない場合は、被告人の供述等で指摘された事情がなかったことを立証するため、検察官において、取調べの状況を記録した書面その他の取調べ状況に関する資料を提出したり、被告人の取調べに当たった捜査官等を証人として申請するケースが多い。

被告人の捜査段階の供述の任意性を巡る審理では、捜査官の証言内容と被告人の供述内容とが全く食い違うことが少なくない。その場合、取調べの状況を客観的かつ端的に証明できる証拠方法がないため、その供述の信用性を判断する必要上、捜査官に対し、取調べの際の捜査官や被告人の言動等について詳細な尋問が行われ、開廷回数が多くなることもある。また、被告人質問においても、取調べの際の捜査官や被告人の言動、当時の被告人の心境等について詳細な質問が行われ、捜査段階の取調べが長期間にわたった事案や、被告人が複数である事案等では、被告人質問が長時間にわたり、開廷回数が増えることがあるし、捜査官の証人尋問を受けて、改めて被告人質問が行われ、開廷回数が増えることもある。

ウ 証人尋問の在り方

刑事訴訟法は、公判中心主義、連日的開廷による集中審理を想定しており、これらの理念からすれば、反対尋問は、本来、主尋問終了後直ちに行われるべきものである。しかしながら、実務においては、主尋問終了後、公判調書が完成し、その内容を確認してからでないと反対尋問ができないなどと主張され、裁判所もそのような主張を容れてしまうことがある。このような場合には、1人の証人に対する尋

問が複数の期日にわたり、開廷回数が多くなり、審理の長期化につながる可能性がある。また、反対尋問者が証人の供述の信用性を減殺するような内容の供述を引き出したいと期待のもとに、詳細な尋問をする場合には、尋問時間が長くなり、場合によっては、主尋問が1回の公判期日で終わっているのに、反対尋問のみ複数の公判期日にわたって続けられることがある。さらに、反対尋問者が、捜査段階で作成された供述調書等との間の微妙な揺れや細かなニュアンスの差を取り上げて公判供述の信用性を弾劾しようとする場合にも、詳細で時間のかかる尋問になりがちである。このような場合にも、開廷回数が増えて、審理が長期化することがあるのではないかとと思われる。

以上のような尋問がされるのは、多くの場合、実効性のある争点及び証拠の整理が行われず、あるいは証人尋問の準備が不十分であることが影響しているものと考えられる。

また、より本質的な背景として、裁判所や当事者が、期日外に、公判調書その他の訴訟記録を精査した上で審理に臨み、証人の供述の微妙な揺れや細かいニュアンスの違いまで意識した尋問や判断を行うという審理の在り方が影響している事案もあるのではないかとと思われる。

さらに、裁判所が、証人尋問に際し、適切な訴訟指揮を行わず、関連性の明らかでない尋問を許した場合には、尋問が際限なく続き、開廷回数が増加することになる。

## エ 通訳

要通訳事件では、質問、その通訳、質問に対する証言(供述)、その通訳という流れで証人尋問や被告人質問が進行するため、尋問等の時間が長くなり、尋問事項等が多岐にわたる場合には、複数の公判期日等を要することもある。特に、日本語に通じない外国人が被告人である場合で、多数の間接事実の積み重ねや関係者間のやりとりの微妙なニュアンス等により共謀の有無を立証する必要があるような事案では、正確な通訳を期するため更に時間を要する場合もある。その他、通訳を要する事件では、通訳人の都合も考慮して期日を指定する必要があるところ、言語によっては通訳人の数が十分でなく、そのために通常よりも開廷間隔が長くなってしまうこともある。

### (6) 開廷間隔を長くする要因

#### ア 鑑定に要する期間

まず、鑑定自体に時間を要するために、開廷間隔が長くなる場合があることが挙

げられる。鑑定事項が複雑困難であれば、鑑定に要する期間も長くなることがある。また、すでに鑑定を実施した事項について再鑑定を実施すれば、最初の鑑定と再鑑定に要した期間の合計は長期間に及ぶことが少なくない。さらに、特定の鑑定人に複数の案件が集中するなどの事情がある場合には、鑑定人の繁忙により、鑑定自体に時間を要することがある。このほか、鑑定人の選任に時間を要する場合もある。

## イ 追起訴

本起訴がされた被告人について、捜査機関が別の犯罪事実(余罪)を認知している場合には、これらについても捜査を遂げて追起訴をし、併合罪として一括審理を求めるのが通例であり、被告人が犯罪事実を認めているような場合などでは、被告人側も、併合の利益を考慮し、追起訴による併合審理を望む場合もある。本起訴の時点で近く追起訴が行われることが判明している場合には、本起訴事件と追起訴事件とを最初から一括審理するため、追起訴とそれに対する被告人側の準備に要する期間を考慮して第1回公判期日を指定することがある。この場合は、本起訴から第1回公判期日までの間隔が、追起訴のない場合より長くなるのが通常である。他方、追起訴に時間を要する場合等には、まずは、本起訴の審理を行うために公判期日が開かれ、その後、追起訴が行われるのを待ってそれ以降の公判期日が開かれることもある。被告人が多数の犯行を重ねている場合には、追起訴が数次に分けて行われ、全ての追起訴が完了するまで数か月、場合によっては1年以上を要することもある。このような場合に、追起訴待ちの期間が長ければ、平均開廷間隔が長くなる可能性がある。

## ウ 裁判所、検察官及び弁護人の執務態勢、執務形態等

刑事訴訟事件における期日指定は、3週間から1か月程度の間隔を空ける運用が多く、2年超事件の第1回公判期日から判決までの平均開廷間隔は1.5月となっている。このような期日指定の在り方による審理慣行が定着するのに応じ、裁判所、検察官及び弁護人も、これを前提とした執務態勢や執務形態を確立してきた。その結果、事前準備や期日間準備の制度が必ずしも効果的なものでないこともあって、裁判所、検察官及び弁護人の間に、事前準備は最小限のものを行った上で第1回公判期日を迎え、実質的な争点整理が必要であれば、第1回公判期日以後にこれを行い、各期日の間に証人尋問等の準備や記録の検討を行いながら審理を進めるといった審理形態をいわば標準的な運用とするような共通認識が形成されていたことは否定できないように思われる。

このような三者の執務スタイルを変えることなく、開廷間隔を短くし、1回の審理時間を多く取った集中審理を行うことは、他の手持ち事件の処理、記録検討や証人尋問の準備等に支障をきたすため、相当の無理をしなければ対応できないということになる可能性があるであろう。

## エ 裁判官、検察官及び弁護人の交替

裁判官及び検察官は、ほぼ定期的に異動しており、異動直後には、引継ぎ事件の記録検討等のため公判期日を開くことができず、その分、開廷間隔が長くなることがある。弁護人には定期異動はないが、弁護人の辞任又は解任があった場合、新たな弁護人を選任するまでの期間、新たに選任された弁護人による訴訟記録の検討や被告人との打合せに要する期間は公判期日を開くことができず、開廷間隔が長くなることがある。

### (7) 刑事裁判に関する新たな制度の実施等と審理期間

刑事司法の分野では、近年、裁判員制度の導入を初めとする大規模な改革が行われている。

まず、裁判員制度については、その導入により、争点に集中した分かりやすい審理の実現、公判廷において心証を形成できるような分かりやすい訴訟活動、証拠の総量の減少、連日的開廷による集中審理等の要請が高まることになる。この制度が、裁判所及び当事者の意識や姿勢に与える影響は甚大であり、その変化は、いずれ裁判員制度の対象外の事件の審理にも波及していくことが予想される。

また、裁判員制度と同時に立法化された公判前整理手続は、裁判員制度に先立って既に施行され、裁判員制度の施行に向けた準備活動と連動して、第1回公判期日前における事前準備の在り方、具体的には、検察官手持ち証拠の開示の在り方、争点及び証拠の整理の在り方、さらには証拠調べその他の公判審理の在り方に至るまで、これまでの刑事裁判の運用を大きく変えつつあるように思われる。そして、公判前整理手続に付され、本件調査期間に終局した事件の状況を見ても、未だ過渡期のものではあるが、既に連日的開廷あるいはこれに準じた集中的な審理が実践されていることがうかがわれる。

さらに、被疑者弁護を含む公的弁護に関する規定の整備や日本司法支援センター(法テラス)の設立は、弁護態勢のみならず、個々の弁護人の訴訟活動、意識や姿勢にも変化をもたらす可能性がある。今後の刑事弁護態勢、とりわけ公的弁護態勢については、平成18年4月に設立され、同年10月から業務を開始した日本司法支援センターの果たす役割が大きくなり、勤務弁護士の確保等による同センターの体

制の充実が重要なことは当然であるが、これを実質的に支える各地の弁護士会の刑事弁護態勢を充実させることが喫緊の課題といえよう。

そして、これらの要因はいずれ刑事裁判の審理期間に大きな影響を与えるであろう。